

# 事業計画書概要

## 1 事業者名

〇〇〇〇株式会社 事業内容 小売業，不動産業等  
従業員数 △△人  
年間事業実績 スーパー□□店（令和〇〇年度）ほか県内 2 店舗 他

事業概要がわかるように記載

## 2 転用目的

店舗及び駐車場

## 3 土地の所在，面積

（所在） 宮城県柴田郡川崎町大字〇〇字〇〇 1 -

（面積）合計 350 m<sup>2</sup>  
内訳 田 150 m<sup>2</sup>，畑 150 m<sup>2</sup>，その他 宅地 50 m<sup>2</sup>

非農地の地目（宅地，  
雑種地など）及び面積  
を記載

特に原則不許可とされる  
農地については，例外規  
定に該当する施設や内容  
であること，代替性がな  
いことを記載

## 4 申請地を選定した理由

川崎町役場前から 400m に位置しており，周辺は国道，県道，町道及び宅地に囲まれている。周辺では，住宅等が密集しているため，他に事業実施可能な用地はない。公共事業に伴う既存店舗の移転が必要となったもので，当該事業の目的達成に不可欠なため

事業に必要な面積の根拠を記載

## 5 申請地面積の必要性

店舗の建築面積は 130 m<sup>2</sup>，従業員数〇人，1 日当たりの集客を〇〇人と見込んでおり，従業員駐車場〇台，来客用駐車場〇台が必要とされるため

取水・排水等が必要な場合は，計画内容と関係機関との調整結果を記載

## 6 用排水計画

農業用排水からの取水，排水はない。

## 7 被害防除計画

（土砂の流出又は崩壊への対策）

- ・計画地で盛土を行うが，土留め擁壁を設置するため，土砂の流出等はない。

盛土・切土に伴う対策が必要な場合に記載

（農業用排水施設への影響）

- ・計画地内に用排水施設はない。

道水路の付替えが必要な場合の対策，道水路を用途廃止する場合の理由と支障の有無，計画内容と関係機関との調整結果を記載

（周辺農地への影響）

- ・雨水は計画地に隣接する既存水路に放流し，汚水は公共下水道に接続する。

## 8 他法令関係

都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号に該当し，開発許可は不要  
道路法に基づく協議済み（別添のとおり）  
その他法律，条令に基づく許認可・協議はなし

主に雨水・汚水の処理について記載（油水分離槽を經由，合併浄化槽を經由しての流末処理等）

協議中のものは，協議の進捗状況を記載

申請中のものは，申請日及び許可の見込みを記載

## 9 資金計画

収 入	自己資金	1,000 万円	内訳 預貯金
	借入金	1,000 万円	内訳 ○○銀行融資
	合計	2,000 万円	

資力を証明する書類と一致すること

支	土地 関係	土地整理別	面積 m <sup>2</sup>		費用		備考
			単価	総金額 円			
出 関 係	土地 関係	用地費（借地料を含む）	300 m <sup>2</sup>			1,000 万円	
		造成費	300 m <sup>2</sup>			200 万円	
		その他（ ）					
		計				1,200 万円	
		建築物等	建築物		費用		備考
	建築 関係	棟数	面積 m <sup>2</sup>	単価	総金額 円		
		居宅					
		物置・倉庫					
		作業場					
		事務所					
		貸住宅					
		建売住宅					
	その他（店舗）	1 棟	130 m <sup>2</sup>		800 万円	駐車場舗装含	
計				800 万円			
合計				2,000 万円			

### 記載注意

- (1) 「1 事業者名」欄には、法人の場合、従業員数・事業内容・年間事業実績を記載する。
- (2) 「4 申請地を選定した理由」欄には、当該転用目的から、その土地でなければならなかった理由 {例えば、都市計画法の用途地域内での用地選定の可能性など、当該農地以外(宅地、山林等)での候補地選定の可能性がなかったか} を記載する。
- (3) 「5 申請地面積の必要性」欄には、転用する面積が妥当かどうか判断するので、建物等の計画面積とその必要性等を具体的に記載する。(例えば、従業員○○に対し、○○台の駐車場が必要となるため、○○m<sup>2</sup>が必要である等)
- (4) 「6 用排水計画」欄には、申請に係る事業が用水を取水し廃水を排水する場合に、その時期、方法、水量、水質等についての計画を記載するとともに取水又は排水について法令等の許認可を要するときは、その許認可の見込み、協議状況について記載する。
- (5) 「7 被害防除計画」欄には、申請に係る農地の転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、その防除措置計画の概要を記載する。(災害発生のおそれがない場合でも記載すること)
- (6) 「8 他法令関係」欄には、当該転用により行政庁の許認可が必要となる場合に、法令等の名称、その行政庁の担当課名、許認可内容等を記載する。{例 都市計画法第29条の規定による開発許可が必要であるが、県建築宅地課と協議を了している。}